（参考）医療計画と関係計画との一体的な策定

現行

○都道府県策定の医療計画には、がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない

○別途、個別疾患に係る計画として、都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画を策定しなければならない

※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する

○他にも、様々な医療関係計画が存在する

支障

○内容が重複する計画を複数策定することで、

・都道府県において、計画策定に係る事務負担が大きい

・住民にとっても、地域の行政がどういった計画に基づいて行われているかわかりにくい

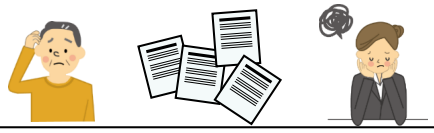

都道府県に通知

見直し後

○ 医療関係計画を一体的に策定できることを明確化

○ 併せて、策定手続を合理化できることを明確化

効果

○地方公共団体の計画策定に係る負担が軽減され、計画に基づく施策の実施に集中できる

○バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって分かりやすさが向上し、理解が深まる